

「人類の共同遺産」概念再考

古
賀
衛

はじめに

一 「人類の共同遺産」の用語的意味

1 パルド演説の意図

2 字義による意味

3 制度上の要素

二 深海底制度における人類の共同遺産

1 海洋法条約上の人類の共同遺産

2 実施協定と人類の共同遺産

三 他の国際的領域における人類の共同遺産概念

1 月協定と人類の共同遺産

2 南極制度と人類の共同遺産

おわりに

はじめに

「人類の共同遺産」⁽¹⁾(Common Heritage of Mankind) という言葉が国連第一委員会にて唱えられてから三十五年が過ぎた。それ以後も、「持続的発展」や「グローバルガバナンス」などさまざまな指導的標語が生み出され、国際制度の形成に影響を及ぼしてきた。

二一世紀も三年目に入った今日、世界は北朝鮮のNPT脱退問題やイラクの強制査察など不穏な出来事に揺れている。世界はテロや経済不況に困惑しながら、共通の理念を見出せないでいる。現代世界は統合しつつあるのか、それとも分裂しているのか。この混乱の中にあつて、いまや二一世紀の理念を論じるべき時に来ていると考える。本稿では、その試みとして、一九七〇年代をリードした「人類の共同遺産」の概念を再検討する。⁽²⁾

一九七〇年代は、八〇年代とともに世界が人類史上最も豊かで安定した時代であつた。新興独立国が国際社会で主体的発言力を持ちながら、すべての「人類」による新秩序の構築が意識された時代でもあつた。その後、世界は急激に発展の理念を失う。むしろ発展を抑えてなんとか生き延びるための秩序作りに転換する。国家・民族の多様性を強調しながら、グローバル化を理由に一定の基準を強制する。そして、矛盾が生じると、さまざまな対症療法的措置を論じてきた。

一方、世界はすべての人々を等しく幸福にする理念を必要としているように思われる。「人類の共同遺産」は、いずれの国にも属さない空間を人類全体のために利用しようという考え方であり、国際関係全般に関わるものではない。しかし、平等な参画社会を作ろうとする理念を初めて条約中に具体化した標語として、再び検討するに値すると思われる。

「人類の共同遺産」は、深海底の性質を示すものとして一九六七年に初めて提唱されたが、単に人類が共同で所有・利用するという意味ではなく、国家を超越した「人類」全体で利用し、その利益を平等に配分し、将来の世代のためにそれを保存するという意味が含まれていた。そこには、経済力・軍事力・技術力などについての国家間の差異や国家主権といった壁を越える理念が見られる。

本稿では、この概念がどのような思想的内容を含み、それがどの程度まで実定法化されたかについて検討したい。

(1) 海洋法条約の公訳では「人類の共同の財産」。これは、国会提出訳文作成の過程で、「遺産」という用語は個人財産の相続に使われる用語であるので、条約の規定にはなじまないという強い意見が出されたためと言われる。しかし、本稿で述べるように、heritageという用語には特別の意味が含まれているのであって、単に「財産」と訳したのではその意味が失われるので、本稿では「遺産」と訳す。「財産」と訳すのが、heritageの含意を認めない政治的意図によるとすれば、なおさら正確に訳すべきではないかと考える。なお、ユネスコの世界遺産の英文名も World Heritage である。

(2) Common Heritage of Mankind 概念の研究は、これまでも相当な数が公表されてきた。多くは、書かれた時までの議論を整理してその中からこの概念の内容を論じるものである。比較的新しいものとしては、K. Bastar, 'THE CONCEPT OF THE COMMON HERITAGE OF MANKIND IN INTERNATIONAL LAW' (The Hague, 1998) がある。なお、拙稿『深海底の開発方式と国際機構』『海洋法の研究』第二号(一九七五年)三頁以下、および拙稿『海洋法における「財産」権の概念』住吉・大畑『二十一世紀の国際法(宮崎茂樹教授還暦記念)』(成文堂、一九八六年)三四二頁以下、でも論じた。

一 「人類の共同遺産」の用語的意味

1 パルド演説の意図

パルド大使が国連で共同遺産概念を提唱した時、世界は「公海の自由」といった自由競争の理念では共通の秩序を支えきれなくなっていた。増え続ける途上国の台頭で、国際社会全体に共通な秩序を創出するには、自由競争の原則では対応できなくなっていた。一九六〇年代は、多くの国が独立し国連に加盟した。そして、途上国が世界の半分以上を占めるようになった。これらの国は、平等な配分を可能とする社会を作る必要を強く主張し始めた。

共同遺産概念は、海洋法条約の交渉においては、実際に開発に参加しない途上国にまで利益配分を迫る、いわば不労所得を要求する概念であり、資本主義の自由競争・労働価値を無視した「社会主義的概念」だと非難された。⁽⁴⁾ パルドは、これに対して、「共同遺産の概念は、全ての国に平等なアクセスを確保することを意図している。資源へのアクセスの平等は、異なる社会体制の間で平和的な競争を行うために必要なことである。」旨説いた。しかし、パルドの理念は、具体化するにつれて、いっそう社会主義的色彩をもった。特定の国家または企業等による専有を禁止する強い国際管理は、社会主義の中央集権的管理の典型であると非難された。⁽⁵⁾ パルドは、「人類の共同遺産」によって経済的技術的格差に関して途上国の利益を代弁しようとしたが、結果として、理念よりも政治的な利益の擁護に利用された。

パルド提案の当時、共同遺産に関する法的な慣行はもちろんまったく存在しなかったので、これを法的に定義することはできなかつた。その時は、異なる経済力と文化を有する国家間に平等な配分を要求する哲学的な標語と考えられ、それが国際法

の実定的原則となるには長い道程が必要であった。⁽⁶⁾

2 字義による意味

バルドの最初の意図がなんであれ、共同遺産の概念は、それ自体として実定法の原則となりつつある。その内容は、他の実体的規則との関連で定義するべきであるが、まずそれが用語としてもつ意味を検討したい。

common とは、通常、common property, common ownership というように使われ、対象となる資源または空間が国際社会全体に帰属すること、またはすべての構成員によって共同に使用配分されることを意味する。その意味で、common heritage は common ownership の一形態と考えられるが、提案の経緯から res communis としての公海の性質とは区別することが意図されている。⁽⁷⁾しかし、まず国際的性格のものとして、主権に基づく排他的支配に服さないという点で共通性がある。すなわち、対象物はすべての構成員の財産であり、私有的権利が設定されない。排他的取得の対象となる無主物 res nullius と区別され、共同で利用できることが共通の利益である。この点では、公海の自由も同じ性質を有するが、使用の自由の前提となる res communis と common heritage は根本的な違いがある。

res communis の概念は、社会構成員が各自で利用することを前提としており、各々が自己の利益を追求し、相互の調整によって秩序を作り出す、いわば予定調和的社会秩序を想定している。グロチウスが『自由海論』を著した時、「公海の自由」は、スペインとポルトガルの海洋支配に対抗する概念として新しい意味をもった。新しい社会構成員にも、海へのアクセスを与え、平等に富を追求する権利を与えるという意味があった。すなわち、参加の平等が基本的な意味であった。⁽⁸⁾

深海底制度の基本原則として common heritage の概念が提案された背景には、公海の自由では参加の平等が保証されないという懸念があった。res communis は、レッセフェールの秩序を許容しており、自由競争による資源の取得を可能とする。その結果、競争力のある者が有利であり、対象物が強い者の間で分割される可能性がある。公海の自由も、そのような性質を持つているが、いずれの国にも利用可能性を保証することに価値がある場合には、存在の意味がある。たとえば、航行の自由はいずれの国も享有する権利として価値がある。しかし、先進国が多くの船舶を所有するので、実際は先進国が航行の自由による利益を途上国より多く享受することになる。他方で、参加の平等が保証され、いずれの構成員も船舶を航行させる権利を有するため、便宜置籍のような慣行が生じている。⁽⁹⁾

深海底の開発では、技術力が前提となるため、res communis としての公海制度では、技術がある国とない国では同じ利益を享受することができない。すなわち、公海制度では、深海底は技術力のある国の財産になることを意味する。漁業資源の場合も同様に、公海制度の下では漁業技術のある国がより多くの利益を享受できる。そのため、沿岸国に保存の第一次的責任を負わせつつ、利用の優先権を与えることによって技術力の不均衡による参加の不平等を是正した。深海底の場合は、沿岸国の排他的支配によって平等を確保できないので、common heritage の概念が提唱された。したがって、res communis も、common heritage も、(経済水域の)優先的権利も、各々の対象物の利用について参加の平等を保証しようとする点で共通な概念であるといえよう。

公海が res communis とされた理由には、公海の資源が無尽蔵であることが挙げられる。航行の場合、その利用によって海そのものが減ることはないのだから、まさに無尽蔵といえる。漁業資源や大陸棚資源は、無尽蔵でないことが明らかになって

から、公海自由の範囲から除外された。⁽¹⁰⁾ 国際社会の発展と相互依存の拡大は、資源の無尽蔵性に対する疑問を提起した。無尽蔵と思われるほど大量に賦存する深海底資源も、品質の確保と将来の安定供給に対する不安によって無尽蔵とは考えられなかった。放置すれば品質の良い資源やコストが低く経済性の高い資源は、先行的開発者が先に取得するのではないかという警戒感が、無尽蔵性の基準を意味のないものにした。

深海底制度が取り扱われた当時、人類の成長の限界をめぐる議論が起こった。そして、人々の間にあらゆる資源は有限であるという意識が生まれた。人口増と環境問題が拍車をかけた。そこで、共同遺産の概念は、国家に個別的利益を与えず、人類の共同利益を具体化するための理念としての意味をもった。現代においては、対象とされる資源または空間は、實際上無尽蔵に近いものであっても有限なものともみなされる。共同利益の強調は、食糧、環境、資源全般に広がっており、無尽蔵であるがゆえに利用の自由を許す *res communis* の概念が妥当する余地がなくなった。⁽¹¹⁾

heritage とは、通常、親から子へと相続される財産を意味する。先祖代々受け継がれたものという意味もある。この用語がパルド演説で使用されたのは、深海底が先祖から次の世代に引き継がれることを意識している。パルドが *property* と言わずに *heritage* と言ったのは、前者が使用権・処分権を前提にするので、それを避けるためであったといわれる。⁽¹²⁾ それに対して、*heritage* は国際社会全体の公的な利益を表す。共用的 *property* のように分割可能な財産でないことを意図していた。

深海底とその資源が「遺産」であるという場合、それが人類の世代から世代へ受け継がれてきたということになるが、それは現実的でない。深海底は長い間、人類に知られないで来たのであるから。そのため、一九六〇年代から七〇年代前半まで、*common heritage* は、公有地信託の類推によって理解された。そして、合理的な開発を行うための管理概念だと考えられた。

すなわち、単に次の世代に引き継ぐべき財産というのではなく、現在の世代と未来の世代に利用させるための財産である。合理的開発と環境保全の概念が具体的中身として加えられた。⁽¹³⁾

しかし、一九八〇年代になって急速な市場の変化が起こった。技術進歩により少量の資源で需要をまかなうことができるようになり、非鉄金属の需要が急減し、価格が低下した。そして、供給過剰で深海底からの資源の開発が必要なくなるとともに、コストと利益の関係で深海底資源開発が非現実的となった。その結果、深海底資源の商業的開発は二〇三〇年頃までは行われまいと言われた。そこで、再び「信託」の考え方が現れた。マルタは、一九九五年ふたび提案を行い、深海底を人類のために国連信託統治領 (Global natural Heritage) と捉える提案をおこなった。国連が現在および将来のために深海底を管理するというものであった。この提案は数カ国によって支持されただけであったが、深海底を将来の世代のためにどのように管理するかという課題が残った。⁽¹⁴⁾

海洋法条約が発効し、国際海底機構が発足した。国際海底機構は、世界の深海底を管理する国際機関であり、現段階では探査のための鉱区を割り当てている。⁽¹⁵⁾ 主として、環境影響評価に関する活動を行っているが、資源開発の調整を行うのみであって、深海底の「共同遺産」を維持管理し、将来の世代に引き継ぐ機関としての地位は明確でない。

「mankind」という表現は、国連憲章前文、南極条約前文、宇宙法原則宣言、国連人間環境会議宣言などで用いられている。各々には、それが使われた背景があり、一律にその意味を論じることができない。一般には、国際法主体が国家中心から人間中心に変化しつつあることを示すと考えられる。

しかし、国際制度・機関の設置が国家の存在を前提としなければ不可能であることから、この用語は集合体としての「すべ

ての「国家」をいうことになる。海洋法会議では、「すべての国家」の利益とは、途上国の利益を考慮に入れることを意味した。⁽¹⁶⁾そして、結局はある国際的機関によつて管理せざるを得なくなり、当該機関が人類全体を代表する地位を持つことになる。人類全体を平等に取り扱うという意味で使われるが、実際は、所属国が国際機関に加盟していることが条件になる。その限りで、人類は国家を通じて「人類の共同遺産」の管理に参加することになるが、参加していない国は「人類」に含まれないことになつてしまう。

mankind は、将来の世代を含む意味で用いられることがある。国連人間環境宣言は、人類は将来の世代のために環境を保護する神聖な責任を負う旨を宣言した。気候変動枠組条約にも「人類の将来の世代」という表現がある。それによれば、共同遺産は、対象物を人類の将来の世代に伝承するという意味で主張されることになる。しかし、そうすると現在の世代は対象物をどこまで利用可能であるか、その基準が明らかでない。環境の場合は、現在の状況を次の世代に残すように環境の悪化を防ぐという意味で、ある程度基準を論じることができる。しかし、資源の場合は利用すればいずれ枯渇するので、現状のまま次世代に引き継ぐことはできない。この点で、環境保護分野でいわれるように、人類とは次世代を含むものと直ちにいうことはできない。

また、人類とは、特定国家ではなく非国家的主体を含む意味だといわれることがある。しかし、国家がなくなるという前提ではない。すなわち、この側面からの「人類の共同遺産」概念は、国家を超越した主体によつて管理し、将来の世代に代わつてその保全を主張する国際機関が必要なことを意味する。実際にも、国際海底機構はそのような役割を負っている。国際海底機構のように、「人類」は何らかの国際機関によつて管理せざるを得ないのであり、「人類」はそのような機構の活動を正当化

する。国際海底機構は、実質的に国連の監督下で活動しており、徐々に国連の性格を「集団的安全保障組織」から「人類の代理機関」に変えつつある。

「人類」の概念は、環境法の分野では、将来の世代を含むものとして用いられる⁽¹⁷⁾。一九七二年ストックホルム人間環境会議では、現在の人類は将来の世代のために環境を保護する神聖な責任を負う、旨宣言された。その理念は、気候変動枠組条約に受け継がれた。一九九二年の国連環境開発会議では、現在の世代と将来の世代の「世代間衡平」という標語が使われた。このときには、「人類」は国家の集合体や特定世代の人々を指すのではない。その論理的な帰結として、将来世代の人類を代表してその利益を代弁する国際機関が必要になる。それは、環境法の分野では現在の環境を維持せよという要請を行うことになるが、資源開発の分野では、将来世代のために資源開発を抑制せよという主張になる。つまり、現在の世代の利益と衝突することになる。この点で、資源開発の分野では人類に将来世代を含めるといふ理念は成立し難い。

3 制度上の要素

パルドが「人類の共同遺産」を提唱したとき、想定していたのは5つの要素だと説明されている。①不専有、②国際管理システム、③（開発利潤だけでなく技術の共同使用などを含む）利益の衡平な配分、④平和目的のための使用、⑤将来の世代のための保存。

①不専有は、国家が特定区域を取得してはならないという意味であるが、実際には、国際海底機構を通じて鉱区の独占化が認められる。鉱区の排他性は、鉱業の基本的な権利であるので、この形式の専有は許されていることになる⁽¹⁸⁾。すなわち、

管理者である国際海底機構を通じてならば専有権が認められるので、不専有は、国際海底機構の許可を得ずして専有してはならないという意味になる。

宇宙条約第2条でも、天体を含む宇宙空間は国家による取得の対象とはならない、と言っている。南極条約は請求権を凍結しただけであるが、条約が有効な期間の領域権原の取得を禁止している。バルド演説は、深海底が先進国による先取り競争になることをけん制したのであるが、公海の自由に基いても特定海域の排他的利用または取得を禁止することは可能であった。公海の自由でも、他国の利益への妥当な配慮が要求され、長期にわたる排他的利用は許されない。その意味では、深海底の不専有は、公海の自由に比べて特別な意味を持たないことになる。

② 国際管理は、深海底だけでなく宇宙、南極の制度にも見られる。しかし、常設的（行政的）機関による管理という点では、若干差がある。国際機関は、すでに(2)で述べたように、特定の法人的意味を持たない「人類」を代理するために必要とされるものであり、対象物における管理の必要に応じてその内容は異なる。すなわち、国際管理の必要そのものは争いないが、具体的な管理機能については激しい議論を呼ぶ。深海底制度の交渉は一〇年以上に及び、さらに実施協定によって妥協を図る努力まで重ねられたが、その中心となる論点は、国際海底機構の管理権限の範囲をめぐる諸問題であった。

③ 利益配分は、一九七〇年代にはこの概念の実質的意味と考えられた。資源開発による利益の配分は、途上国と先進国の差を埋めるための経済的利益として期待された。一九七〇年代前半は、新国際経済秩序の標語が国連を席卷した。この頃の「すべての人類の利益」とは、開発途上国の利益に特別の考慮を払うことであった。¹⁹⁾

深海底開発は、商業開発が行われたとしてもその利潤は非鉄金属市場の収入を上回ることはない。したがって、深海底開発

による利益は、諸国に配分するほどにはならないであろうことは予想できた。そのため、利益配分は、「人類の共同遺産」の象徴的な意味を持つことになった。一九七〇年代後半、国連海洋法会議は、議論の中心を技術の問題に移した。深海底開発を実施する主体に、技術訓練を義務づけ、あるいは技術移転が可能になるような特許利用権の事前取得を義務づけた。それから徐々に、技術それ自体を人類の共同遺産と考える立場が出てきた。そして、途上国は、先進国が有している技術は、途上国の犠牲によって得られたものであり、とくに深海底開発のために開発された技術は当然に人類の共同遺産となるのであり、途上国もその配分を要求できるという考え方であった。

一九八〇年代後半から、世界の関心は、「天然資源の開発」から「地球環境の保全」に移っている。地球環境を将来の世代に残すために、環境保全と自然・科学・文化的資源の保護が強調されるようになった。そして、地球環境の保護のためには技術と資金の必要が大きいことから、そのための負担の衡平がいわれた。⁽²⁰⁾ この場合、人類の共同遺産は、負担の配分を意味することになる。天然資源の開発においても、人類の共同遺産概念は、各国に自国内にある資源の保管者としての義務を負わせ、各国が行う保護に相互援助を与える義務を創設する。たとえばモントリオール議定書は、人類の共同遺産たる絶滅種を保護する義務と、そのための援助義務を定める。⁽²¹⁾ この要素が実定法上、人類の共同遺産から導かれたものであるかどうかは別途に検討する必要がある。

- (3) A. Pardo, COMMON HERITAGE: SELECTED PAPERS ON OCEANS AND WORLD ORDER: 1967-1974, International Ocean Institute, Occasional Paper no. 3 (Malta, 1975) p.41.
- (4) T. Kuribayashi & E. L. Miles, eds., THE LAW OF THE SEA IN THE 1990s: A FRAMEWORK FOR FURTHER INTERNATIONAL COOPERATION (Honolulu, 1992), p.365.
- (5) S. Mahmoudi, THE LAW OF THE SEABED MINING (Helsinki, 1987), pp. 123.
- (6) 「人類の共同遺産」概念は、「公海の自由」などの伝統的概念と違って、基礎となる国家実行を持たない。最近の国際会議などで指導的標語として標榜される用語に共通の特徴であるが、それらの標語が条約作成において果たしている役割は大きい。これを国際法の淵源とごまかすのうちに位置づけられるかごまかすとは、今後検討すべき課題であろう。
- (7) C. C. Joyner, "The Legal Implications of the Concept of the Common Heritage of Mankind", 35 I.C.L.Q. 193-5 (1986).
- (8) B. Larsan & C. B. Brennan, "The Common Heritage of Mankind Principle in International Law", 21 COLUM. J. OF TRANSNATIONAL L. 312 (1983).
- (9) 海運力の違いは法的利益の享受の違いに結びつく。この事実上の不平等は国際法における「公正」の点で問題とすべきではないだろうか。T. M. FRANCK, FAIRNESS IN INTERNATIONAL LAW AND INSTITUTIONS (New York, 1999) pp. 351.
- (10) W. F. Newton, "Inexhaustibility as a Law of the Sea Determinant", 16 TEXAS INT'L L. J. 398 (1981).
- (11) Gorove, S., "The Concept of the Common Heritage of Mankind: A Political, Moral, and Legal Innovation?", 9 San Diego L. Rev. 401.
- (12) Pardo, *supra* note 3, p. 101.
- (13) E. B. Weiss, IN FAIRNESS TO FUTURE GENERATIONS: INTERNATIONAL LAW, COMMON PATRIMONY AND INTERGENERATIONAL EQUITY (Dobbs-Ferry, 1989), p. 49.
- (14) U.N. Doc. A/50/142.
- (15) 国際海底機構は探査鉱区の許可を発給しているが、割り当てられた鉱区は、先進国企業と調整した上で画定されている。鉱区の位置関係については、大沼保昭編『資料で読み解く国際法上巻』(東信堂、二〇〇二年)一八八頁。
- (16) C. Q. Christol & A. Pardo, "The Common Interest: the Tension between the Whole and the Parts", *in* C. Q. Christol, SPACE LAW:

PAST, PRESENT AND FUTURE (Deventer, 1991), p. 380.

(17) Weiss, E. B., "The Planetary Trust: Conservation and Intergenerational Equity", 11 *ECOLOGICAL LAW QUARTERLY* 555 (1984).

(18) J. Kish, *THE LAW OF INTERNATIONAL SPACES* (Leiden, 1973), p. 52.

(19) L. Henkin, "Old Politics and New Directions", *in* R. Churchill et al. ed., *NEW DIRECTIONS IN THE LAW OF THE SEA*, VIII (Dobbes Ferry, 1973), p. 8.

(20) C. Q. Christol & A. Pardo, *supra* note 16, p. 391.

(21) R. E. Benedict, *OZONE DIPLOMACY: NEW DIRECTIONS IN SAFEGUARDING THE PLANET* (Cambridge, Mass., 1991), p. 211.

二 深海底制度における人類の共同遺産

1 海洋法条約上の人類の共同遺産

海洋法条約第一一部第二節(第一三六―一四九条)は、一九七〇年の深海底原則宣言の諸規定をそのまま採用した。若干の手直しは行ったが、基本原則での争いを避けるために宣言の文言を用い、海底平和利用委員会で行った議論の再開を避けた。また、海洋法条約前文は、この条約が国連総会決議二七四九号に規定する諸原則を発展させることを締約国が希望する旨述べている。一で検討したこの概念の内容にそって、条約規定を分類すれば下記のようになる。⁽²²⁾

① 不専有・不可譲 深海底については、いかなる国も主権または主権的権利を主張し、または行使してはならない。当該

資源は譲渡の対象とならない。

② 平等主義 活動は、地理的位置にかかわらずなく、開発途上国、とりわけそのうち内陸国および地理的不利国の利益およびニーズに特別の考慮を払って、人類全体の利益のために行う。

③ 国際管理 深海底資源に属する権利は人類全体に付与され、国際海底機構は人類全体のために行動する。深海底から採取された鉱物は、この部の規定ならびに機構の規則および手続に従うことによつてのみ譲渡することができる。

④ 平和目的 深海底は無差別に、専ら平和目的のために開放する。

⑤ 将来の世代への配慮 深海底活動により生じる有害な影響からの保護のために必要な措置をとる。深海底活動は海洋環境における他の活動に対して合理的な考慮を払いつつ行う。

第三次国連海洋法会議において、開発途上国は、人類の共同遺産概念が条約全体を導く指導的原則であるとして、いろいろな規定の交渉でこの概念に基づく要請ということを根拠に、自らの主張を正当化した。途上国諸国（グループ七七）は、深海底を人類全体の公有物のようなものと考え、その資源は人類全体に信託された財産のようなものであると言った。その結果、多くの制度で途上国がいう人類の共同遺産概念のコロラリーとしての具体的内容が決められた。それが、海洋法条約の基本的枠組みとなっている。その枠組みは、以下に述べるような①国際管理、②収益配分、③技術移転、である。

① 国際管理 深海底は人類の共同遺産で全人類に帰属する。しかし、実際は「人類」の実体が存在しないので、条約を結び、国際機関を設けて管理を行う必要がある。そのために国際海底機構が設けられた。したがって、国際海底機構は、一定の国際的領域の管理者として、他の国際機関とは異なる性格を持っている。それは、機構の権限・活動、意思決定手続に表われてい

る。

国際海底機構の基本的権限は、深海底区域の資源開発活動を管理することにある。その中心的な活動は、以下の通りである。最初に、開発を行おうとするもの（国家または企業）は、広い範囲で非排他的な予備調査を行い、有望な資源区域を発見したら、国際海底機構に申請して排他的な探查権を取得する。国際海底機構は、その申請をいくつかの基準（環境影響評価を含む）に照らして事前評価し、問題がなければ排他的な探查活動を許可する。この許可は、「探查契約」締結の形で与えられる。一定期間後、探查が終了したら、契約者は当該区域を同じ価値の小区画に2分割し、そのデータとともに機構に商業的開発の許可を申請する。国際海底機構は、その一つを機構の保有鉱区として留保し、他方を開発鉱区として申請者にその排他的開発許可を与える。この許可も、「開発契約」の形で与えられる。したがって、この場合の国際管理は、国際機構がその「所有する」深海底の開発を契約によつて許可する形式で行われる。この場合、開発主体は形式上、国際海底機構であるという形がとられているが、資本と技術の必要上、実際の活動は先進国の国家または企業に頼らざるを得ないために、機構の意思決定手続などで先進国の意見を反映しやすい規定が設けられている。

② 収益配分 国際海底機構との契約に基づいて探查・開発を行う契約者は、毎年探查料を支払い、商業開発開始後は収益の一部を海底機構に支払わなければならない。これが、国際機構の収入となり、「人類の共同遺産」がもたらす実質的利益となる。「共同遺産」が単なる理念ではなく、理念の具体化として経済的利益をもたらす手段である。

制度的内容に関する詳細な規定は、附属書Ⅲ第一三条に設けられている。海洋法会議では、開発実施者が支払うべき収益の算定方法と賦課比率をめぐり4年以上にわたって議論が繰り広げられた。深海底開発の収益性が未知であるにもかかわらず、

この議論はさまざまなデータを駆使して行われた。第一三条は、生産賦課金による支払いと、生産賦課金と純収益配分の組み合わせによる支払いのいずれかを選ぶ方式をとっている。これは、いくつかの案を盛り込む形で妥協が図られた結果である。

契約者の支払い金は国際海底機構に納められ、あらためて途上国の必要を考慮に入れて加盟国に配分される。しかし、配分方法について詳細な規定は存在しない。実際に配分できる程度の収入があった場合に、国際海底機構が規則を定めて配分する。

③ 技術移転 深海底制度の基本的問題は、深海底資源を開発する技術力が少数の先進国に限られていることである。新国際経済秩序の主張の中でも、先進国と途上国の技術力の格差是正が大きな目標となった。途上国は、人類の共同遺産を開発することによって得られる技術はそれ自体も共同遺産であるという理由で、深海底開発に携わるものは、開発に使用する技術を深海底機構とその事業体（エンタープライズ）に移転する義務を負うと主張した。先進国は、深海底技術は深海底に特殊なものではなく、一般に使用される特許技術であるので、人類の共同遺産とは関わりがないと主張した。一九七八年から八〇年までの海洋法会議は、第一ワーキンググループにおけるこの問題の議論を中心に動いた。

附属書Ⅲ第五条はその議論の結果である。すなわち、深海底開発事業を行おうとする者は、開発許可に相当する契約の中に技術移転義務を引き受ける規定を設けなければならない。それは、国際海底機構およびその事業体が深海底開発に使用される技術の特許権を使用できるような保障を組み込むことを契約付与の条件とした。問題は、国際海底機構は技術使用の対価（特許使用料など）支払い義務があるか、契約者以外の第三者が特許権を持っている技術についても技術移転を義務づけられるかということであった。第五条では、技術を使用する場合には市場価格で対価を支払うこと、第三者所有技術については契約者が仲介することを規定している。また、契約者が操業する際に、国際海底機構および途上国の要員（技術者）を参加させ訓練

することを義務づけた（附属書Ⅲ第一五条）。

共同遺産の概念が論理的に当然技術移転義務をとまうかどうかについては、先進国と途上国の間で基本的な対立があった。初期における技術移転義務は、前述のように、人類の共同遺産たる深海底の開発を通じて利用される技術であるということを根拠に主張されたが、やがて、人類の共同遺産は人類全体に平等に開発の機会が与えられなければならないので、技術が十分なために参加の機会を制限されている国に特別に配慮しなければならないという主張に変わった。このような主張に押されて海洋法条約の規定が設けられたが、海洋法会議の中では技術移転義務が人類の共同遺産概念から当然に導かれるということについてコンセンサスは成立しなかった。この段階では、共同遺産概念から実質的平等の義務を導きだすことはできなかった。

2 実施協定と人類の共同遺産

国連海洋法条約は一九八二年に採択されたが、先進諸国が批准せず、所期の運用見通しが立たないまま十年が過ぎた。それでも、少しずつ途上国による批准があり、先進国の参加がないまま六十カ国の批准により発効する可能性が出てきた。そこで、国連事務総長は約三十カ国の代表を集めて海洋法条約第一一部の運用について協議した。その結果、一九九四年国連総会で、海洋法条約第一一部の規定の実施に関する協定（実施協定）⁽²³⁾が採択された。この協定は、海洋法条約と一体をなすもので、その附属書は海洋法条約の対応規定を実質的に改正するものである。対象となる規定は、国際海底機構の組織・意思決定手続・再検討会議などを含むが、ここでは人類の共同遺産概念に関わる規定を検討する。⁽²⁴⁾

① 国際管理 国際海底機構は、人類の共同遺産の管理者として強い権限を与えられていた。しかし、実施協定では、深

海底開発が当分商業化されないとの見通しの下で市場原理が導入されている。協定第一節1では、海洋法条約第一五七条と同様に、国際海底機構を「深海底における活動を組織し及び管理するための機関」と位置付けているが、他の規定で実質的な制度変更をしたために、機構の基本的性質まで変更することになった。

国際海底機構は、世界の海底の半分以上を管理する機関として大規模な組織活動が想定されていた。しかし、非鉄金属市場の低迷、技術革新による陸上資源の増加などの要因が重なり、深海底の商業開発が実施されるのは二十年くらい先のことと考えられている。このこともあって、現段階で条約に想定されている国際海底機構の組織は大きすぎて費用がかかりすぎる。そこで、協定では深海底開発活動に基づく任務遂行の必要性に応じて組織の設置と任務を拡大する方法を取り入れている。そして、機構の任務は、探査のための業務計画申請の処理、業務計画の遵守監視など当面必要なことと、それに付随する規則・手続の整備に限られることになった。また、多金属性資源（マンガン団塊等）の商業開発に関する規則および手続については、商業的開発が目前に迫っている場合か、商業的開発を行おうとする国または国民の政府が要請する場合に作成することとし、当面は着手されないことになった。

海洋法条約では、国際海底機構の一機関として、深海底の開発活動を行う「事業体」（エンタープライズ）の設置が規定されている。これは、人類の共同遺産を管理する国際海底機構が人類全体を代表して商業開発活動に従事するという理念に基づくもので、開発途上国の立場を制度的に象徴する機関として考案された。しかし、他の企業および国による商業的開発の実現見込みが遠のいたため、事業体の操業実施も可能性がなくなった。その結果、協定では、商業的開発が開始される時点で事業体の地位を再検討することにして、当分は国際海底機構の事務局が技術的調査と探査データの評価等を代行することになった。

条約上では、事業体に資金供与などの特権的地位が与えられていたが、実施協定によって他の契約者と同様の取扱いを受けることになった。

② 収益配分 海洋法条約では、契約申請者（操業実施者）は探査および開発の業務計画申請に際して五十万ドルの手数料を支払い、契約発効後から年間百万ドルの固定料金を支払うことになっていた。しかし、実施協定では、申請料は契約者が必要な条件を満たしているかどうかを審査するのに必要な経費に相当するものとして、二十五万ドルに減額された。年間固定料金は、（探査契約を含む）契約発効後から支払わなければならないとされていたが、協定では、実際に商業生産が開始された日から支払うものとされた。また、商業生産開始後の生産賦課金または収益分与については、陸上資源採掘の支払率と同じ範囲内であることを条件に機構が改めて規則および手続を作成するものとされた。

契約者が商業的開発によって得られる収益を国際機構に支払い、その収入を国際社会、とくに開発途上国のために配分するという考え方は、人類の共同遺産の実質的な内容を構成していた。しかし、協定では、その支払い額が大幅に減少し、機構の運営経費をまかなうことさえ困難な状況となった。

③ 技術移転 強制的な技術移転の規定は、新国際経済秩序を標榜する開発途上国にとって深海底制度がもたらす最大の成果であった。米国は、国連貿易開発会議（UNCTAD）を含むさまざまなフォーラムで噴出していた南北問題解決のモデルケースとして利用されることをおそれ、一九八二年の条約採択直前にも附属書Ⅲ第五条の全面削除を要求していた。

実施協定では、強制移転を定める「第五条の規定は、適用しない」と規定する（附属書第五節²）。技術移転は、途上国の技術者が事業体の活動に参加することによって得られるが、それには事業体が合弁事業を行うことが条件となる。また、事業

体がその技術を利用するには、公開の市場で公正かつ妥当な商業的条件で入手するよう努力しなければならない。その技術を入手できない場合は、海底機構が契約者と保証国に協力を要請し、締約国がこれに協力する（第五節1）。この結果、強制的な技術移転制度は廃止され、市場経済の原則が優先することとなった。

このように、実施協定は、人類の共同遺産の具体的側面として開発途上国によって主張された制度を実質的に無力化した。全体としては、市場経済と自由競争の原理が優勢となった。根本的には、開発に必要な資本と技術が先進国の独占的状况にあること、深海底資源は開発コストが大きく陸上資源に対する競争力がないこと、非鉄金属市場の低迷によって諸国に投資意欲がなくなったことが影響している。

途上国の論理では、深海底は人類の共同遺産であるので、人類の代表としての国際機関が管理し、開発者は活動によって得た利益を人類全体に還元し、活動によって使用する技術を人類全体の利益になるように移転する義務があるというものであった。この論理は単純であるが、説得力のある構成であった。しかし、政治的には米国の市場原理の主張に抑えられた形になった。その評価は、数十年後、商業開発が開始される時に再度論じられるであろう。

(22) 拙稿「海洋法における『財産』権の概念」(前掲、注2)三四五頁。

(23) 実施協定採択の経緯については、高林秀雄「国連海洋法条約の成果と課題」(東信堂、一九九六年)六六頁以下。

(24) 実施協定における深海底制度全般については、拙稿「深海底制度の今日」西南学院大学法学論集第三二巻一・三号(一九九九年)四七頁以下を参照。

三 他の国際的領域における人類の共同遺産概念

1 月協定と人類の共同遺産

(1) 月協定における要素

月その他の天体における国家活動を律する協定（月協定、一九七九年）は、「人類の共同遺産」を実定法上の文言として採用した最初の条約である。「共同遺産」の用語が明文の規定として提案されたのは、一九七〇年のアルゼンチン案だといわれる。当時、すでにパルド演説は諸国を動かし、国連海底平和利用委員会において新しい海洋法に向かう動きが始まっていた。これは、宇宙法委員会における月協定草案の作成にも影響を与えた。しかし、月協定の場合、すでに宇宙法の基盤があり、その関連の影響も同様に受けていたと予想される。その結果、宇宙法制度の流れにおける人類の共同遺産の概念は、海洋法におけるそれと異なる意味を持つことになった。

月面に国民を立たせたのは米国だけであるが、米国は一貫して天体としての月またはその一部の取得を主張したことがない。米国は、天体が特定国によって取得されないものであるという立場を取り続けた。米国航空宇宙局（NASA）は、人類の利益のために宇宙活動を行い、月および惑星に単一国家の国旗を掲げないという立場を取っている。

月協定も同様の立場を取り、第一条で月および天体を人類の共同遺産としている。しかし、この規定は月協定が交渉された一九七〇年代の影響を受けて、当時の国際社会を席卷した新国際経済秩序の主張を取り入れている。すなわち、同規定は、開発途上国の経済格差是正の要求を取り入れた結果であり、地球的利益の再配分に向けて宇宙資源へのアクセスを国際的にコ

ントロールするという概念が含まれている。そのため、最初協定の作成に熱心であった米国は、この協定を支持していない。西側先進国は、月協定の交渉に際して天体とその資源の制度に海洋法と同じ概念を入れることを警戒した。途上国と東側諸国が西側諸国の抵抗を抑える形で第一条が成立した。

第一条は、海洋法条約第一三六―一四〇条を合わせたような規定で、人類の共同遺産概念の具体的内容を示している。その要素は、次の三項目である。

①**天然資源の不専有** 宇宙空間が国家による取得の対象とならないということは、一九六三年宇宙法原則宣言によって既に確認された基本原則である。不専有は、従来の共有物 *res communis* でも同じ効果を有する。しかし、法原則宣言でも一九六六年の宇宙条約でも、天体を含む宇宙空間の *res communis* としての性格は議論されなかった。月協定では、月および天体を人類の共同遺産として明示し、その効果として不専有の原則を確立した。

第一条2は、月が国家の取得の対象とならないと規定し、3は「月の表面若しくは表面下又は月若しくは賦存する天然資源のいかなる部分も」、国家または自然人の所有に帰属しない、と述べている。この「賦存する」という修飾語は、天然資源にもいくつかの段階があることを予想させ、移動された資源については取得が禁止されないという解釈もある。すなわち、商業的開発に至らない資源の採取は禁じられていない、とうのである。この規定が科学調査のためのサンプル取得を含むすべての資源採取を禁止しているとすると、条約で事実上モラトリアムを規定していることになる。この点で、当面、この規定はサンプルとしての資源の取得までは禁止していないとする立場が有力である。

②**国際管理** 第一条5は、月の天然資源の開発が実行可能となった時は、第一八条にいう検討会議によって国際制度を

設立する旨規定する。この文言に基づけば、新しい制度は、資源開発の管理を行うものであるが、具体的な内容は制限されない。しかし、この国際制度の設立にあたって当事国は月における天然資源に関する情報を公開し（6項）、その制度は四つの目的（7項）を促進するものでなければならない。

米国は、一九七三年案ですべての当事国に代わって行動する国際管理組織の設立を提唱していたが、新国際経済秩序の考え方が現れ、深海底制度にそれが具体化されるにつれて、国際管理制度に警戒感をもつようになった。一九九四年以後に月協定の改定作業が進められているが、国際管理制度を新たに設置するかどうかは、現在の制度下で月における資源採取 (mining) が許されているかどうかによる。当面の活動が国際管理制度なしでも可能ならば、国際管理制度を設置する必要はないことになる。

③ 衡平な配分 第一条7dは、月の天然資源から得られる利益の公平な配分について規定する。そして、その配分には開発途上国の利益と、月の探査に貢献する国家の努力に特別な考慮を払う、としている。月とその天然資源はすべての人類に属し、人類の経済的不平等を除去するために利用されるという考え方が入れられている。この規定に対しても米国から批判がある。すなわち、この規定は不労所得を認めており、社会主義的考えに基づいているというのである。実際に開発活動を行う者と、なら活動のための投資も行っていない者が同じ配分を要求することに批判的である。この点で、7dは、月の探査に貢献した国に特別な考慮を払うとしており、海洋法条約と異なり、先進国の立場を配慮した規定となっている。

(2) 月協定成立後の変化

月協定の成立からすでに二十四年が経過した。この間に、宇宙活動の主体も拡大し、二十以上の国が人工衛星の打ち上げ

に關わるようになった。⁽²⁶⁾ 超国家的プロジェクトである宇宙ステーション計画も進められている。また、米ソが対立した世界の冷戦構造も終わり、米口間の宇宙開発協力活動も盛んに行われるようになった。これらの要因により、月協定をめぐる利害關係もいつそう複雑になった。また、宇宙活動も月天体の開発を目的にするより、衛星放送やランドサットシステムなど地上との関連で宇宙空間を利用するものが多くなった。これによって宇宙活動による商業的利益が実現した。このような背景の下、月協定における「人類の共同遺産」の要素はどのように変化したのか。⁽²⁷⁾

① 不専有 月および天体は専有が禁止されているので、資源の取得もできないことになる。月協定締結当時は、月の資源開発は遠い将来のものとして具体的な資源利用は考えられていなかった。今日では、技術進歩により商業的目的のための月の資源取得が可能になっており、資源の所有権取得のためには不専有の原則が障碍になっている。空間の不専有は諸国の間で確立した原則であるが、それと資源取得は切り離すことが必要であろう。月および天体の開発には多大な投資が必要なので、天体の資源開発は停止している。月面調査も一度行われただけである。それに対するインセンティブとしても、商業的レベルでの資源の所有権取得について、特別の法制度を設けなければならない。

② 国際管理 資源を利用するにあたって、その取得を許可し、資源の所有権を与えるための国際制度が必要になる。加盟国による国際組織が中心になるであろうが、その権限についてはライセンス許与またはリース契約による許可授与が考えられる。

③ 利益配分 月協定は、利益配分にあたって途上国および探査に努力した国の利益と必要を考慮に入れる旨規定している。これは、海洋法条約には見られなかった規定で、いわゆるフリーランチ（努力を払わずに利益だけを受けること）を許さ

ない制度だと考えられる。⁽²⁸⁾ すなわち、この規定は、配分の公平が負担の公平を前提としていることを明文化している。海洋法条約と第一一部実施協定の経験は、単に先進国企業の活動利益を途上国に配分するだけの制度では実現可能性が低いことを示している。利益配分の制度化にあたっては負担を提供した者の利益の尊重がある程度考慮に入れる必要があることを認めているのである。このことは、月協定締結当時余り意識されなかった。開発途上国の声が強い当時の情勢ではこのような一般規定を盛り込むことが限界であった。しかし、天体開発が停滞している現在では、この一般規定を実施するための条約が必要になっているように思われる。

2 南極制度と人類の共同遺産

南極条約は、南極における活動の実績を尊重しつつ南極地域を国際化しようとしたため、原加盟国に有利な地位を与えている（協議国会議体制）。原著名国のクレイマントが南極地域の陸域に主権を主張していたという背景があるため、南極条約は国連加盟国等に開放されているにも関わらず、協議国会議が運営の主要な役割を果たしてきた。

一九八〇年代に入って、鉱物資源保存に関する問題が生じてから、原加盟国以外の国から南極条約体制に批判が噴出した。一九八二年の国連総会および同第一委員会、マレーシアのマハティール首相は、「世界の豊かな諸国がアクセス可能な領域と資源を自ら取得できる時代は終わった。この地球上の未帰属の富はすべての国の共同遺産とみなさなければならぬ」と演説し、国連が会議を招集して南極大陸の制度を再検討することを提唱した。これをきっかけに、アジア、アフリカ諸国から南極地域を人類が共有する国際的領域とする主張が提起された。そして、国連においても南極の国際化が議論されることになった。⁽²⁹⁾

⁽³⁰⁾

南極地域を人類の共同遺産と主張する国は、当然、南極条約の協議国体制に批判的なノンクレイマント諸国で、一九八〇年代後半における南極環境議定書の交渉に影響を与えた。これらの国々は、国連海洋法条約と月協定を類推して、(1)南極およびその資源の領有・専有の禁止、(2)国際機関による管理、(3)収益配分、(4)平和利用、(5)将来の世代のための資源の保存、を共同遺産概念の要請として主張した。⁽³¹⁾

これに対して、クレイマントは、南極ではすでに領土主権の請求が行われ南極条約によって凍結されているだけなので深海底や宇宙とは異なること、および南極条約体制は環境保護などのために有効に機能していることを理由に、南極に共同遺産概念を適用することに反対した。

この対立は、一九八四年の国連事務総長報告書に鮮明に示されている。⁽³²⁾この報告書はマハティール首相の演説に端を発した国連総会での議論を受けて総会の要請によって作成されたものであった。この中で述べられた諸国の意見では、従来の南極条約体制ではなく、国連または他の国際機関による客観的な管理制度を設けることが多くの支持を得た。また、協議国会議も、原締約国以外の国を加えて拡大された。

総会における「南極問題」の議論を経て、一九九一年、環境保護に関する南極条約議定書（南極環境議定書）が締結された（一九九八年発効）。議定書は、南極地域を「平和及び科学に貢献する自然保護地域（natural reserve）」として指定した（第二条）。一九七〇年頃から、南極地域を環境的に保護された「世界公園」（World Park）にするという考えがあったが、それが半ば実現されたことになる。「自然保護地域」は、将来に向かって保存するという考えに基づいており、「人類の共同遺産」の概念と共通するところがある。これは、アジア・アフリカ諸国の主張が影響した結果のように思われるが、議定書では、環

境の維持に重点が置かれ南極地域の国際化とか配分の平等を保障するものではないという点で、若干異なる。

また、議定書第四条¹は、南極条約を修正または改正するのではなく、補足するものにはすぎない旨規定する。したがって、議定書と南極条約の規定の間になんらかの齟齬があるような場合、先に南極条約の規定が適用される。通常、後法優先の原則により同一当事国間では議定書が南極条約に対して優先適用されるのだが、南極制度では原締約国の既得權益に配慮して、議定書が南極条約体制を修正することを避けた。

人類の共同遺産概念が議定書に取り入れられたとしても、第四条があるため、実質的な影響を与えることはない。しかし、現実には、この概念の要素と共通する点が見られる。「不専有」については、南極ではすでに主権が存在しその請求を凍結しているだけなので、不専有を制度化することはできないというクレイマンの主張がある。しかし、将来クレイマンの間だけで南極地域が分割されると考えるのは現実的でない。むしろ、議定書によって、帰属の問題に関わりなく南極地域全体に環境保護義務（一種の国際的地役）が設定され、実質上は不専有義務が制度化されつつあると考えるべきであろう。

南極地域は、原締約国を中心に国連の枠の外で管理されてきた。南極条約も南極環境議定書も国連寄託条約ではない（米国政府に寄託）。南極条約協議国会議が中心であり、さらに議定書の下では環境保護委員会が設置されている。しかし、国連事務局が議定書の交渉と実施作業に参加し、グリーンピースなどの環境NGOも締約国政府に働きかけており、実質的に普遍的な国際管理の方向に向かっている。

「利益配分」については、議定書第七条で鉱物資源の開発が禁止されているので、商業的資源開発による利益の配分は期待したい。一方で、国連総会は、南極における科学的調査の結果とデータを他国にも利用させる義務を決議した。³⁴ 現制度下で

可能な物質的「利益」は科学調査のデータ等に限られているので、調査結果へのアクセスの平等は、ある意味で平等な利益配分の制度を設けることになろう。

- (25) S. M. Williams, "The Law of Outer Space and Natural Resources", 36 I.C.L.Q. 143 (1987).
- (26) A. W. Blaser, "The Common Heritage in its Infinite Variety: Space Law and the Moon in the 1990s", 5 J. L. & TECH. 90 (1990).
- (27) 宇宙法における「人類の共同遺産」概念の位置付けについては、龍澤邦彦『宇宙法システム—宇宙開発のための法制度』（丸善ブラネット、二〇〇〇年）三三三頁以下を参照。
- (28) S.E. Doyle, "Significant Development in Space Law: A Projection for the Next Decade, 9 J. SPACE L. 106.
- (29) U. N. Doc. A/39/PV. 28, p. 57.
- (30) 国連総会では、南極条約体制の検討をシリーズとして決議している。基本的には、南極条約体制を維持することが支持されている。最近の決議としては、U.N.G.A. Resolution: A48/80, A49/80, A51/56 など (U.N.G.A. Agenda Item 66)。
- (31) 南極条約体制と「人類の共同遺産」概念の関係については、池島大策『南極条約体制と国際法』（慶應義塾大学出版会、二〇〇〇年）二七四頁以下を参照。
- (32) Question of Antarctica: Report of the Secretary General (U. N. Doc. A/39/583).
- (33) Baslar, *supra* note 2, pp. 258.
- (34) U. N. Doc. A/C.1/54/L.58, A/54/339 (1999).

おわりに

本稿では、深海底制度を中心にして宇宙制度、南極制度における「人類の共同遺産」概念の実定法化の現状をみた。いずれも、その理念とするところから離れて利益対立の現実を反映していることが分かる。他方、基本的要素においてはいくつ共通点が見られる。不専有、将来のための保存、普遍的国際管理、利益の平等配分といったものであるが、制度ごとに実現の程度が異なるので一括して論じることはできない。技術および資本の援助による実質的平等の理念はさらに不明瞭である。その意味では、この概念の凝固には、まだ長い道程が必要である。

海洋法条約が採択された後、パルドは海洋法条約における人類の共同遺産概念が政治的な妥協の結果として当初想定していたものと異なる形で結晶したことについて失望を表明し、この条約は、より公平な世界秩序に導く長い過程の始まりであると言った。一九九〇年代に入って、世界の緊張関係がまったく変わり、二二世紀に入った今日では、世界の動態的な方向が見えなくなっている。国際社会は、現状維持と競争の原理が支配し、強い者はますます強く、弱い者はますます弱くなっている。国際法学は、その中の部分的矛盾を取り繕う役割に甘んじている。

今日、市場経済原則が国際社会を支配する原理となっている。共産主義イデオロギーが敗退し、新興諸国の配分的正義の主張も弱まった。そして、欧米諸国の自由市場主義が残った。この原則では、平等な競争が要求されるが、前提としての競争力の差は考慮されない。当然ながら、それは強者が優位に立つことを意味する。

「人類の共同遺産」は、この伝統的な枠組みの見直しを要求する理念として現れた。しかし、その具体化の過程で本来の意

味から離れて、政治的主張として利用された。そして、開發途上国の團結が弱まるにつれて、この理念も忘れられつつある。共同遺産の概念は、いくつかの条約に取り入れられながら、具体的規定としては効果が限られている。しかし、理念としての意味が否定されたわけではない。条約は交渉過程の力学的關係を反映しているが、共同遺産概念が提起する人類平等の理念は、いずれの側も否定しがたい。二一世紀の國際社会が人類全体の実質的平等を實現できるとすれば、共同遺産の概念が提唱した理念を再考することが必要になる。本稿は、その前提として、この概念の内容を再検討したものである。その思想史的意味および実定法的位置づけについては、今後の検討課題としたい。

〔謝 辞〕

國際關係法学科の設置に尽力され、その完成を見ずに逝かれた中森宏先生（九二年九月二日没）、高橋貞夫先生（九四年一月九日没）、そして設置と共に法律学科から移籍され黙々と國際關係法学科の育成に尽くされ法学部三〇周年を見届けて逝かれた今井威先生（九八年三月一日没）に、感謝の気持ちを込めてこの小文をお贈りします。國際關係法学科を末長く見守っていただくために。